

広陵町自治基本条例では、まちづくりを行う際に、**町民と協働**して行うことを**基本理念**としています。今後は、町民がまちづくりに積極的に関わっていただける**仕組みを構築**するとともに、地域の実情をよく知っている**町民のアイデアや意見をもとにしたまちづくりを目指します**。

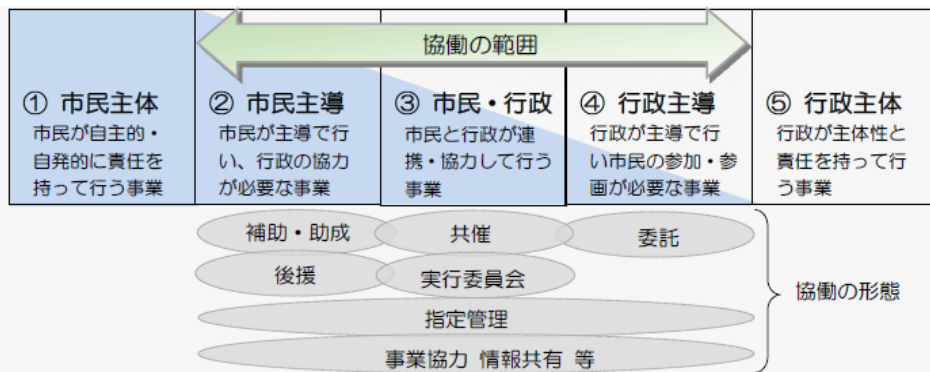
## 町民と行政の協働のイメージ図

### (5) 市民と行政の協働の領域

下図のように、まちづくりの範囲は「①市民主体」から「⑤行政主体」まで考えられますが、このうち重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここでは、わかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

### ▼「市民」と「行政」の協働の領域

（山岡義典氏「時代が動くときー社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)を一部加工しています。）



草津市 第2次 協働のまちづくり推進計画抜粋

## 広陵町自治基本条例抜粋

### (基本理念)

第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により自治及びまちづくりを推進する。

(1) 町民一人一人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。

(2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら**連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。**

(3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切に、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。

(4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切に、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

## 協働のまちづくり推進計画策定（案）

### 町民の参加、参画と協働のまちづくり展開（案）

#### 1 町内小中学校へのお出前講座

次代を担う子どもたちが広陵町、まちづくりに関心を持ってもらうため、小中学校へ出向き出前講座（ワークショップなど）を行う。資料作成については、大学生に参画いただきながら多様な視点を入れたパンフレットを作成する。

#### 2 区・自治会へのお出前講座

基礎的コミュニティとなる区・自治会に対して、参画と協働のまちづくりを知っていただくため、令和4年以降で出前講座（ワークショップなど）を行う。

#### 3 協働まちづくり提案事業等の実施

行政との協働による、町民主体のまちづくりが行われるよう支援を行う。

### 庁内向けの参加、参画と協働のまちづくり展開（案）

#### 1 参画と協働マニュアルの作成

条例制定や計画策定の際に、各部署がさまざまな手法を活用して町民の参画と協働を進めていくためのマニュアルを作成する。

#### 2 参画と協働に関する各課ヒアリング

広陵町自治基本条例を各部署で推進するため、各課における事業実施の際に、どのような参画・協働の手法が良いかヒアリングを行う。

#### 3 参画協働推進員の設置

広陵町自治基本条例を各部署で推進するため、職員を参画協働推進員として任命する。